

性的マイノリティへの支援策勉強会報告書

1 経緯・目的

(1) 茨城県総合計画の策定

県では、平成30年11月に、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を基本理念とする新たな総合計画を策定した。

本総合計画では、「誰一人取り残さない社会づくり」との視点から、「多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、各分野における性別、人種、年齢、性格、学歴、価値観、マイノリティなどの多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組を推進します。」と規定し、人権を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すこととした。

(2) 茨城県男女共同参画推進条例の一部改正

新総合計画の策定を受け、性的マイノリティへの不当な差別的取り扱いの解消を図るため、平成31年第一回定例会において、茨城県男女共同参画推進条例の一部改正を行い、以下の規定を追加した。

何人も、性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。

県は、性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いの解消を図るため、情報の提供、啓発及び相談体制の整備を行うものとする。

(3) 性的マイノリティへの支援策勉強会の設置

県総合計画及び条例改正を踏まえ、性的指向及び性自認を理由とする、現に性的マイノリティの方々が抱えている生活上の困難の解消を目的に、パートナーシップ制度を含めた支援策を幅広く検討するため、平成31年4月に、性的マイノリティの当事者や有識者による性的マイノリティへの支援策勉強会を設置した。

勉強会は、当事者4名、有識者6名の10名で構成し、4回の勉強会を経て、支援策のとりまとめが行われた。

【勉強会の開催状況】

○第1回（平成31年4月25日（木））

・フリーディスカッション形式による各委員からの意見聴取。

○第2回（令和元年5月9日（木））

・フリーディスカッションの意見等を踏まえた論点の整理。

○第3回（令和元年5月16日（木））

・論点整理を踏まえ、県の対応・支援策を検討。

第4回（令和元年6月5日（水））

・県としてできる支援策のとりまとめ。

2 現状

(1) 性的マイノリティの人口割合

最近の性的マイノリティの人口割合に関しては、民間企業によるインターネット調査や、行政による郵送調査の結果が公表されており、ややばらつきはあるものの、いずれの調査でも、一定程度の性的マイノリティがいることを示している。

- H28.5 博報堂調査 : 約 8.0%【全国 20~59 歳 約 10 万人 インターネット調査】
- H30.7 名古屋市調査 : 約 1.6%【市民 18 歳以上 約 1 万人 郵送調査】
(他に「無回答」約 3.2%あり)
- H30.10 電通調査 : 約 8.9%【全国 20~59 歳 約 6 万人 インターネット調査】
- H31.1~2 国立社会保障・人口問題研究所調査(協力:大阪市)
: 約 3.3%【大阪市民 18~59 歳 1 万 5 千 郵送調査】
(「決めたくない・決めていない」を含めると約 8.2%)

(2) 当事者から提示された主な困難な状況等

○全般的事項

- ・当事者は、特別扱いを要求しているわけではなく、平等に扱ってほしいだけ。マイノリティの課題はマジョリティの課題。誰もが住みやすい社会にしたい。
- ・ロールモデルがないため、性に違和感のある子供たちは疎外感があり、中高生のうちに自殺してしまう子がいるという現実がある。
- ・私自身が茨城には住めないと思ったため関西に行った。本県出身者が、両親の理解が得られず、うつ状態になり自殺した事例もある。
- ・若いときに適切な情報が欲しかった。高校や市町村の図書館に LGBT の資料をそろえてほしい。
- ・茨城県で教員になることも考えたが、東京都で教員になった。当時はカミングアウトできず、恋愛や結婚について嘘やごまかしの毎日で、仕事にエネルギーを注げずストレスを感じた。
- ・自分の性別違和や、学校・職場等での問題を身近に相談できる場所がない。

○就労関係

- ・自身の性的指向や性自認をカミングアウトしたら、就職面接を打ち切られた。
- ・就職活動で、履歴書に性自認の性別を記載したら、「詐称」だと言われた。
- ・職場で、性別違和がある旨申し出たが、戸籍上の姿・服装を強制された。

○医療・介護関係

- ・高齢者向けの施設で、戸籍上の性別で分類され、精神的な負担が大きい。
- ・パートナーの入院時、親族でないため治療内容の説明を受けられず、面会もできなかった。
- ・認知症のパートナーの外科手術の際、親族の同意が必要と言われた。

○居住関係

- ・パートナーと民間住宅へ入居を申し込んだ際、カミングアウトしたら断られた。
- ・公営住宅への入居を申し込もうとしたが、同居親族でないため拒否された。
- ・血縁親族から理解が得られず、疎遠になったため、老後はパートナーと暮らしたい。

3 対応の方向性

上記の性的マイノリティを取り巻く状況と当事者の置かれた困難な状況などを踏まえ、各委員の意見等から課題や論点を検討し、以下の3つの項目に区分して対応の方向性を整理した。

性的マイノリティの実態の把握

性的マイノリティに対する理解の増進，普及啓発の推進

性的マイノリティに関する相談体制と当事者が抱える困難解消のための支援策の構築

4 具体的な県としての支援策

対応の方向性を踏まえ、具体的な県の支援策及び実施する際の留意事項について、性的マイノリティの人数やニーズを把握するための「実態調査」、性的マイノリティが抱える困難や問題解決に向けた対応等に関する理解増進のための「教育・啓発」及び、当事者が抱える日常生活の困難を解消するための「環境整備・支援策」の3つの項目に分けてとりまとめた。

また、参考までに、各項目の最後に、各支援策をとりまとめる過程で出された主な意見を記載した。

(1) 実態調査

ア 県の支援策

- | |
|--|
| <p>(1) 支援策実施と並行しての関係団体を通じた当事者等への聞き取り調査</p> <ul style="list-style-type: none">・県内の当事者団体の協力を得て、現に県内で生活している当事者の困難事例や具体的な支援策等について、当事者等から聞き取り調査を行う。 <p>(2) 当事者のプライバシー等に配慮した実態調査</p> <ul style="list-style-type: none">・県内の当事者の現状や求める支援策を把握するため、アウティング(本人の同意なく当事者の秘密を公表すること)等によるハラスメントや当事者のプライバシー侵害の防止対策を講じたうえで、実態調査を行う。 |
|--|

イ 支援策実施にあたっての留意事項

- 茨城でカミングアウトしている方は少ないので、安全な方法で声を拾うために、アンケート調査等も必要である。
- 県内の実態調査はやるべきだが、アウティングのリスクを恐れて声をあげられない当事者も多いため、調査結果が必ずしも実態を表すものとはならないことにも留意する必要がある。
- 茨城県で差別事案がどのくらいあって、施策によってどのくらい減ったかなど、他の人権問題も含め、経年変化がみられる調査は効果的である。
必要な支援のためには、学校、職場や家族などからもヒアリングを行うことが望ましい。

(参考) 支援策をとりまとめる過程で出された主な意見

- 当事者から直接話が聞けるこの場で、性的少数者の存在を疑う必要はない。
- 国立社会保障・人口問題研究所による最新の大阪市の無作為調査では、性的マイノリティの割合は8.2%と出ており、茨城県でも参考にできる。
- 具体的な支援策を実施する前に、量を把握するための調査を県は実施しなければならない。
- 性的マイノリティの割合を正確に出す精度の高い調査は調査の説明や配布・回収の仕方に工夫が必要である。
十分な予算の確保と精度の高い調査を実施する体制が整備できない状況下で、無理に急いで同様の調査を行うことは望ましくない。
- 限られた予算を、県内に性的少数者の方がどれくらい在住しているかといった数の調査に割くよりも、当事者の聞き取り等のニーズ調査を行ったほうがより実効性が高い。
支援策の実施は事前に割合調査をしなくとも可能であり、具体的な支援策を始めてから後で調査体制を整え、適切な支援を実施するために丁寧な調査を行うという方向も考えられる¹。
- 支援策を検討する上では、無作為抽出調査より、当事者や当事者の周囲の方々を対象に調査した方が具体的な支援策には効率的である。
- 当事者から困難事例を伺って、どのように解決できたかなどの事例を整理することで新たな支援策へとつながる。

¹ たとえば、各自治体は生活困窮者自立支援法に基づく支援策を実施しているが、国は生活困窮者の量を把握するための調査を自治体に予算措置しておらず、義務付けてもいない。

(2) 教育・啓発

ア 県の支援策

- (1) 理解増進講演会の開催
 - ・県内の市町村や関係機関等の担当者などを対象に，性的マイノリティへの理解増進と差別的取扱いの禁止等に関する講演会を開催する。
- (2) チラシ等による周知・啓発
 - ・県民及び県内企業等に対して，性的マイノリティへの理解と人権意識を醸成するため，チラシや広報媒体を活用して周知・啓発を図る。
- (3) 県内企業向け研修・情報提供
 - ・県内の福祉施設や民間企業などを対象に，性的マイノリティへの理解増進のための研修会の開催や当事者への不当な差別的取扱い等に関する情報提供を行う。
- (4) 教員・保護者向け研修会の開催
 - ・学校現場での性的マイノリティへの理解増進を図るため，教育委員会と連携して，文部科学省が作成・公表した文書等を参考に，教員・保護者を対象とした研修会を開催する。
- (5) 児童生徒や保護者の悩みを相談する場所の確保
 - ・教育委員会と連携して，文部科学省が作成・公表した文書を参考に，学校現場において組織的に取り組む体制を作り，信頼して相談できる場所を確保する。
- (6) 児童生徒への周知
 - ・教育委員会と連携して，文部科学省が作成・公表した文書を参考に，児童生徒の発達の段階を踏まえ，学校全体での共通理解と保護者の理解を得ながら，多様な性に関する正しい知識の周知を図る。

イ 支援策実施にあたっての留意事項

○教職員に対する研修を実施し，当事者がかかえる困難や求められる支援策等について知識と理解を深めてもらった後に，児童生徒に対する教育を実施する必要がある。

教職員等の不十分な理解により，保健の性教育等において，教える側の教員が性的少数者に対して消極的，否定的な個人的意見を添えてしまうと，受け手の生徒に影響するので留意する必要がある。

児童への教育は非常にデリケートな配慮を要する問題であり，まずは教職員への啓発活動に，より時間をかけ，同時に世論の熟成を図りつつ丁寧に進めていく必要がある。

○性的マイノリティの問題には，当事者が直面している困難と，当事者と接する方たちが直面する困難に関連する問題があり，双方からコンセンサスを得る必要がある。そのためにはまず，理解の増進が重要であり，啓発・教育は不可欠である。

○啓発・教育については，国で法制化の動きがある中で，国の進める方向性と県の方向性が乖離しないように注意する必要がある。

(参考) 支援策をとりまとめる過程で出された主な意見

○自殺防止のためにも，早いうちに，教育現場で性的マイノリティの実態を伝えることが必要である。

○子どものころから性別の違和感をずっと持ち続けて自己肯定感を持っていないことは，本人及び親族に辛い思いをさせることから，教育に配慮する必要がある。

○県での取組は，当事者を救うだけでなく，周りの子供たちを加害者にさせないという意味でも有効である。

○全ての児童生徒に対してパンフレット，リーフレット，授業などで正確な知識を伝え理解を増進させる必要がある。

○教育現場で大事なことは，性の多様性を通じて，全ての児童生徒が，自分の命や生き方を考えることである。

○全ての児童生徒及び県民に「知る機会，学ぶ機会」を保障することが大事であり，教師の意欲や行政の取組によって「学ぶ機会」が左右されないことが大切である。

○教育現場では，教師やPTAの研修で説明する機会が増えた。できることから始めるのであれば，「大人」への理解促進策は有効である。

○当事者不在の支援策であってはならない。道筋を示して支援策が浸透するように理解増進を手厚くしてほしい。

○性的マイノリティの方は「身近に存在する」という事実を認識させる啓発事業など，すぐに取り組める施策や，中長期的に実施する施策などに整理する必要がある。

○保護者向けのリーフレットには相談窓口を記載する，相談があった事案をリーフレットに反映するという，有機的なつながりが必要である。

○文科省が出した通知のとおり，管理職，生徒指導担当者など指導する側の対応をしっかりとやってほしい。

○まず教職員向けの研修等で十分に理解を定着させた後，子どもに対して確信を持って理解増進を進めるべきである。

○県内企業の中には，行動規範に「性的指向による差別の禁止」を明記し，社内研修で性的マイノリティへの理解に努め，カミングアウトしやすい職場環境づくりに努めているところもある。

○それぞれの個性を尊重し，組織の強みとなるよう生かすことで，個人と組織の持続的成長に繋げることが企業のダイバーシティ（多様性）&インクルージョン（包摂）である。

(3) 環境整備・支援策

ア 県の支援策

- (1) 関係団体との連携による相談体制の構築
 - ・当事者等が悩みを相談できるよう，県内の当事者団体やカウンセリング専門機関と連携して，専門相談員の育成等を支援し，市町村と連携した相談窓口の整備など，県内の相談体制の構築を図る。
- (2) パートナーシップ宣誓制度の創設
 - ・婚姻制度とは全く異なる制度として，性的マイノリティの当事者である県民が，双方の自由な意思により，互いを人生のパートナーとして継続的に共同生活をするを県に対してパートナーシップ宣誓書により届け出て，県は双方の意思を受け止めて宣誓受領書を交付する制度をつくることにより，双方の共同生活を尊重していく。
- (3) 職員採用等，性別記載欄等の見直し
 - ・県職員の採用選考試験申込書，県への各種申請書等において，書式の性別記載欄等を削除する。
- (4) 県営住宅への入居申請を可能とする見直し
 - ・県営住宅の入居申請において，パートナーシップ宣誓受領書が交付された者を，家族等として申請を受け付ける。
- (5) 病院での面会や手術の同意を可能とする見直し
 - ・県立中央病院をはじめ県内の医療機関において，パートナーシップ宣誓受領書が交付された者に対して，家族・親族と同様に取り扱うよう求めていく。
- (6) 安心して受診できる医療機関等の整備
 - ・ホルモン治療等が必要な性同一性障害の当事者が，県内の医療機関でプライバシーに配慮した治療が受けられるよう，医療機関等の整備・拡充を図る。

イ 支援策実施にあたっての留意事項

- パートナーシップ制度と法律で定める婚姻制度は異なるものであり，税法上の各種控除・優遇措置などを受けられないことについて誤解を生じないようにすべきである。この点について，制度に関する説明文書に注記して明示する必要がある。
- パートナーシップ制度が，実際は「パートナー宣誓書を受領する制度」であるなら，制度名称から婚姻制度と誤解されないよう留意する必要がある。
- パートナーシップ宣誓受領書を持っている人が，市町村の窓口に行ったときに利用者に支障が生じないように，事前に市町村へ同制度について趣旨やその制度概要について説明し意見交換をしておく必要がある。

(参考) 支援策をとりまとめる過程で出された主な意見

- まずは相談窓口の整備が必要である。
当事者に対する相談窓口だけでなく、家庭、学校や企業等で当事者に接する方たち向けの相談窓口も必要である。
相談窓口は、当事者の話を聞くだけでなく、何らかの策を講ずることも含まれていると認識する必要がある。
- 最近の大阪市での無作為調査では、性的マイノリティの各種の市の施策(「パートナーシップ宣誓証明制度」を含む)に85%の人が賛成している。
- 現在約20自治体がパートナーシップ宣誓制度等を実施しているが、この制度で救済される人が増える一方で、これにより権利を侵害された等の苦情はない。
- パートナーシップ宣誓制度を認めても、誰かが困るということはない。社会的に広く認識されるようになるし、民間企業等での権利擁護にもつながる。
パートナーシップ宣誓制度は、賃貸住居への入居、病院での医療同意の際などに関係性を示すことができ、また、企業の福利厚生の対象、携帯電話の家族間割引、生命保険の受取人等々、メリットは大きい。
- 施策として、性同一性障害の方への適合手術やホルモン治療に対応できる医療機関の拡充を進めるべきである。
- 社会保険労務士として多くの企業から相談を受けているが、当事者への対応のため、企業の側からもパートナーシップ制度が求められている。
- パートナーシップ宣誓制度が導入されれば、当事者はもとより医師にとっても、医療現場や臨終の場で、親族と同様に取扱うための有力な後押しになる。
- 県弁護士会から、性的マイノリティの方が抱える困難に関し差別や偏見をなくすため、5月10日付でパートナーシップ制度の早期創設を求める会長声明が出されている²。
- パートナーシップ宣誓制度導入の効用として一番大きいのは、住民の意識が「身近にも性的マイノリティがいる」と変わることで、住民の理解が深まり、当事者が自己肯定感を持てることである。
- パートナーシップ宣誓書などに署名することは、行政とつながりを持つことになり、当事者にとっては自己有用感とともに、生きるエネルギーとなる。
- 県内企業の中には、全従業員にe-ラーニングを実施、全事業所に相談窓口設置、また、採用時のエントリーシートの性別欄を「男性、女性、その他」としているところもある。
県弁護士会の会長声明を配布し、大学生にパートナーシップ宣誓受領書を出すことに賛成かを問うアンケートをしたところ、154人中149人が「はい」と回答した。大阪市と同様に、茨城県でも啓発により理解が進む可能性が高いのではないかと。
パートナーシップ宣誓制度を県が実施することにより、県内で市町村を越え

² 茨城県弁護士会(2019)「LGBTなど性的少数者間で使えるパートナーシップ制度の早期創設を求める会長声明」

で移動した場合でも通用するのは，利用者にとっては良い。

○パートナーシップ宣誓制度により，医療現場，民間企業，行政サービスなどで関係性の確認作業等の手続きが簡便になり，「働き方改革」につながる効果が期待できる。そのため同制度を利用する当事者がいた場合には，制度の活用が進みやすく，性的マイノリティ等に対する理解が広がる可能性が高まるのではないかと。

○すべての当事者がパートナーシップ制度を望んでいるわけではない。あくまでも「パートナーシップ制度」は不要だと考える。

パートナーシップ宣誓制度は希望する人たちがいれば，利用することができるという制度である。

支援策としては，教育・啓発や相談窓口等他の支援策とともにパートナーシップ宣誓制度をつくることで，理解が進むきっかけになる。

パートナーシップ宣誓制度の創設は，入り口の第一歩であって，やってみて不都合があれば逆戻りすれば良いだけの話である。ただ先行自治体でやめたというところは聞いたことがない。

5 報告書のとりまとめにあたって

この勉強会では，性的マイノリティの方々が抱えている困難な状況について，直接，県内在住者や県出身者を含む 4 名の当事者から，ご自身や周囲の当事者の方々の経験に基づいた貴重なお話を聴くことができた。学校生活や職場において，あるいは就職活動の時に感じる不安や直面する困難について，当事者の方々から直接聴くことができたことは，その後に検討された支援策の方向性に大きな影響を及ぼした。

また，日本経済団体連合会加盟企業が，性自認や性的指向に対する差別是正の取り組みを急速に進めていることや，企業の先進事例についてもお話も聴くことができた。企業活動においては，多様性を確保し人々の能力を活かすことが重要である。共に働く仲間として，性的マイノリティに対する支援が急速に進んでいるとお話であった。この他にも政府や自治体，政党などの進んだ取組や直面している課題，他の国々の動きなど，各委員から多くの情報提供があり，活発な意見交換が行われるなかで，当事者や当事者の周囲の方々にとって実際に役に立つ支援策をつくる方向になった。

この間，性的マイノリティについての多くの報道があり，人権擁護の観点からパートナーシップ制度の早期創設を求める茨城県弁護士会会長声明も発表された。こうした動きの積み重ねにより，県民の理解がいつそう進んでいくことを期待する。

経団連の提言³にもあるように，今は，ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂）がキーワードの時代である。

茨城県でも，総合計画や男女共同参画計画の実現に向けて，これまで当たり前

³ 日本経済団体連合会（2017）「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」

だった制度や慣行を見直し，県民一人ひとりの居場所を確保し能力を活かすこと，多様性を確保できる社会を実現することが求められている。行政には，性的マイノリティの方々も社会に包摂できるよう，できることから速やかに支援策を講ずることを求めたい。

本報告書では，性的マイノリティの方々にとって，実際に役に立つ具体的な支援策をある程度まで盛り込むことができたと考えている。これは，すべての委員の方々が真摯に議論に参加し，忌憚なく意見を表明されたからである。最後まで，

県内の性的マイノリティの割合を把握し県民の理解が十分に高まった後に支援策を実施すべきであり，教職員，保護者や児童生徒への教育や研修による啓蒙も啓発もする必要はない，パートナーシップ宣誓制度は不要である，とのご意見（県民代表委員1名⁴）が残ったが，それ以外は全体として，本報告書に記載したように積極的に支援策の実施を求めるものであった。

性的マイノリティへの支援が他の人々の権利を侵害するとは言えない以上，具体的な支援策を提示し，行政に対して支援策の速やかな実施を求めたい。

この勉強会と支援策に関する報告書が，茨城県の支援策に結実し，性的マイノリティの人々が自己肯定感をもって幸せに暮らし，多くの県民とともに職場や地域社会でその能力を遺憾なく発揮できる社会の実現に向けて少しでも貢献することができたなら，このうえない喜びであり幸いである。様々な地域で，性的マイノリティの困難を理解し，その問題に対する支援策を構築する際に活用していただきたい。

本報告書は委員の皆様方の真摯な姿勢とご協力の賜である。委員長として，心から感謝したい。

令和元年6月12日

性的マイノリティへの支援策勉強会委員長

清山 玲

⁴ 県民代表委員として参加された松永幸子さんからのご希望により，ここにご意見とお名前を記載させていただくことにした。松永さんには多くの情報提供とご意見を賜り，勉強会の議論がますます充実したものとなった。感謝したい。

参 考 資 料

	頁
○性的マイノリティへの支援策勉強会設置要項・・・・・・・・・・・・・・・・	12
【平成31年4月19日施行 茨城県保健福祉部福祉指導課】	
○茨城県総合計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
【平成30年11月16日策定 茨城県】	
(URL: https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kikaku/seisaku/sogokeikaku18.html)	
○茨城県男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・	18
【平成13年3月28日 茨城県条例第1号 ,平成31年4月1日一部改正】	
(URL: https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/danjo/jorei-jorei.html)	
○LGBTなど性的少数者間で使えるパートナーシップ制度の 早期創設を求める県弁護士会会長声明・・・・・・・・	22
【令和元年5月10日 茨城県弁護士会】	
(URL: https://www.ibaben.or.jp/?p=2042)	
○性同一性障害や性的指向・性自認に係る，児童生徒に対するきめ細かな対応 等を実施について（教職員向け）【文部科学省 平成28年4月1日】	
(URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)	
○ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて	
【一般社団法人 日本経済団体連合会 平成29年5月16日】	
(概要 URL: https://www.keidanren.or.jp/policy/2017/039_gaiyo.pdf)	
(本文URL: https://www.keidanren.or.jp/policy/2017/039_honbun.pdf)	

性的マイノリティへの支援策勉強会設置要項

1 趣 旨

性的指向及び性自認を理由とする、現に性的マイノリティの方々が抱えている生活上の困難の解消を目的に、パートナーシップ制度を含めた支援策を幅広く検討するため、性的マイノリティの当事者や有識者による性的マイノリティへの支援策勉強会（以下「勉強会」という。）を設置する。

2 検討事項

勉強会は次の事項について検討する。

- (1) 性的マイノリティの方が抱える困難を解消する支援策に関すること。
- (2) その他必要事項

3 委員

- (1) 委員は、別表に掲げる者とする。
- (2) 委員の任期は、委嘱の日の属する年度を含め1年間とする。欠員が生じた場合、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員長及び副委員長

- (1) 勉強会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 委員長は、会議を代表し、会務を掌理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会 議

- (1) 勉強会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。
- (2) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができるものとする。

6 事務局

勉強会の事務局は、茨城県保健福祉部福祉指導課に置く。

付 則

この要項は、平成31年4月19日から施行する。

別表

(五十音順)

団体等名称	氏名
茨城県弁護士会	伊藤しのぶ
多様な性を考える「にじいろ神栖」代表	河野 陽介
NPO法人東京レインボープライド共同代表理事	杉山 文野
東京都小学校教諭	鈴木 茂義
茨城大学人文社会科学部法律経済学科教授	清山 玲
茨城県議会議員	田口 伸一
株式会社日立製作所日立事業所	長谷川修平
一般県民	松永 幸子
茨城県医師会副会長	満川 元一
NPO法人虹色ダイバーシティ代表理事	村木 真紀

委員長 ○副委員長

茨城県総合計画の概要

計画名称・期間

茨城県総合計画 ～「新しい茨城」への挑戦～

(4年間／2018～2021)

第1部 将来構想

第1章 時代の潮流と茨城のポテンシャルの発現

第1項 時代の潮流（「新しい茨城」づくりに向けて留意すべき重要な視点）

- 未曾有の人口減少や超高齢社会への対応
- 社会経済のグローバル化の進展
- Society5.0の実現への挑戦
- インフラの老朽化と大規模災害への備え
- 働き方改革と人材への投資を通じた生涯現役社会への挑戦
- 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組の加速化
- 大規模イベントの開催を通じたPR
（世界湖沼会議、G20、茨城国体、東京オリンピック・パラリンピック）

第2項 茨城のポテンシャルの発現

- 都市的な生活と豊かな自然を活かした茨城らしい暮らしやすさへ
- 科学技術やものづくり産業等を活かし、世界に誇る茨城へ
- 全国をリードし、世界へ羽ばたく農林水産業へ
- 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進
- 地域資源の再発見・発信強化による魅力あふれる茨城へ

第2章 人口の展望

【人口の推移】2000年：299万人（頂点） 2015年：292万人

【人口見通し※】2030年：276万人程度（高齢者人口割合32%）

2050年：252万人程度（ // 34%）→ 国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した
将来推計人口210万人を42万人程度上回る。

※若い世代の経済的安定や、企業誘致による働く場の確保などの施策を講じることを踏まえた見通し

第3章 茨城の将来像

第1項 基本理念

『活力があり、県民が日本一幸せな県』

- 人口減少時代を迎える中でも、県民一人ひとりが本県の輝く未来を信じ、「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増えるような、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に挑戦します。

第2項 茨城のグランドデザイン（2050年頃）

(1) 茨城の将来像

<強い“産業”>

- 本県の強みの磨き上げと、産業の競争力の強化
- 茨城ブランドの確立と、世界における茨城の存在感の高まり
- 未来を切り拓く発展と、日本・世界への貢献

<夢・希望に溢れる“人”>

- グローバル社会で活躍する“茨城そだち”の人財
- 郷土に愛着と誇りを持ち、住民自治を実践する人財
- 一人ひとりが尊重され、誰もが能力を発揮できる社会の形成

<豊かな“暮らし”>

- 地域社会と革新的技術で支える安心安全な暮らし
- 絆の育みと、持続可能で温かく充実した暮らし

(2) 県土を支える社会基盤

<道路・鉄道・公共交通機関等>

- 広域交流と地域間連携を支えるネットワークの構築
- 三大都市圏等とのアクセス性向上と、県内への波及

<港湾・空港>

- 産業を支え国内外と夢をつなぐ首都圏のニューゲートウェイ

<暮らしを支える社会資本>

- 県民の命と財産を守る社会資本の整備・長寿命化

第2部 計画推進の基本姿勢

1	県民とともに挑戦する「新しい茨城」づくり	・多様な主体との緊密な連携 ・高付加価値体質となることを目指す	・前例にとらわれない発想、失敗を恐れず果敢に挑戦 ・挑戦する県民の皆さんを応援し、支え、ともに切り拓く
2	未来を展望した政策展開	・地域の特性や強みを活かすとともに、医療・教育・産業育成など未来を見据えた政策展開	
3	戦略的な行財政運営	・県民本位の施策やサービスの提供 ・スラップ・アンド・ビルドの不断の取組	・県庁を挑戦する組織へ ・選択と集中の徹底
4	政策の効果検証・改善による目標実現へのチャレンジ	・PDCAサイクルを回し、改善方を政策・事業・予算に反映	

第3部 基本計画

第1章 基本的な考え方

- ・「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、4つのチャレンジを推進します。
- ・4つのチャレンジには、20の「挑戦する政策」(4チャレンジ×5政策)を掲げ、併せて、本県が更に飛躍するために重要なこれからの10年を見据え、横断的かつ重点的に取り組むべき施策を「重点施策」として示します。
- ・4つのチャレンジを柱として、4つの視点から政策・施策を展開します。

○4つのチャレンジについて

- 「新しい豊かさ」へのチャレンジ** 力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指します。
- 「新しい安心安全」へのチャレンジ** 医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築きます。
- 「新しい人財育成」へのチャレンジ** 茨城の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指します。
- 「新しい夢・希望」へのチャレンジ** 将来にわたって夢や希望を描ける県とするため、観光創生や魅力度向上を図ります。



第2章 4つのチャレンジによる「新しい茨城」づくり

- ・4年間に挑戦する政策・施策・取組を総合的かつ体系的に示します。
- ・4つのチャレンジに取り組むことで描かれる、近い未来の姿や目標値を示します。

<h4>I 「新しい豊かさ」</h4> <p>重点施策 戦略的な企業誘致と「儲かる農業」の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 質の高い雇用の創出 ② 新産業育成と中小企業等の成長 ③ 強い農林水産業 ④ 多様な働き方 ⑤ かけがえのない自然環境の保全・再生 	<h4>II 「新しい安心安全」</h4> <p>重点施策 茨城県医師不足緊急対策行動宣言</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑥ 県民の命を守る地域医療・福祉 ⑦ 健康長寿日本一 ⑧ 障害のある人も暮らしやすい社会 ⑨ 安心して暮らせる社会 ⑩ 災害に強い県土 	<h4>III 「新しい人財育成」</h4> <p>重点施策 グローバル社会で活躍する「人財」育成</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑪ 次世代を担う「人財」 ⑫ 魅力ある教育環境 ⑬ 日本一、子どもを産み育てやすい県 ⑭ 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城 ⑮ 人権を尊重し、多様性を認め合う社会 	<h4>IV 「新しい夢・希望」</h4> <p>重点施策 戦略的なトータルブランドの形成</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑯ 魅力度No.1プロジェクト ⑰ 世界に飛躍する茨城へ ⑱ ビジット茨城～新観光創生～ ⑲ 茨城国体・障害者スポーツ大会、東京オリンピック・パラリンピックの成功 ⑳ 活力を生むインフラと住み続けたいふるまちなち
--	--	---	---

第4部 地域づくりの基本方向

第1章 基本的な考え方

1 地域づくりの視点

- (1) 地域が主体的に考える地域づくり
- (2) 広域交通ネットワークで相互に支え合う地域づくり
- (3) 最先端技術を活用した特色ある地域づくり
- (4) 県境を越える広域連携を見据えた地域づくり

2 地域区分の考え方

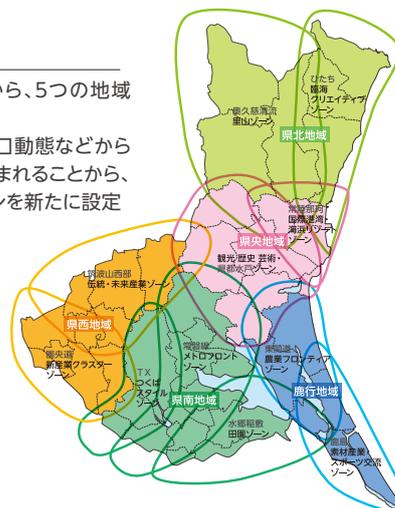
- ・地域づくりを効果的に推進する観点から、5つの地域(県北・県央・鹿行・県南・県西)に区分
- ・同一地域内においても、産業構造や人口動態などから将来の発展の方向性が異なる地域が含まれることから、5つの地域区分を細分化した11のゾーンを新たに設定

第2章 地域区分毎の基本方向

- ・地域区分毎に産業構造や人口推計などの地域の概況を表す定量データと、それらを踏まえた現状と課題、さらには、目指す将来像及び地域づくりの取組を示します。

第3章 広域的な地域づくり

- 1 観光振興による地域の活性化
 - ・5つの地域区分毎に観光振興による地域の活性化の方向性を示します。
- 2 霞ヶ浦と共生する地域づくり
 - ・「霞ヶ浦とともに生きる」を目指すべき将来像として、その実現の取組を示します。



第5部 「挑戦する県庁」への変革

将来構想に掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けたすべての施策展開を支える基盤として、今後4年間ににおける行財政運営の主な取組等を示すものです。

第1章 基本的な考え方

- 1 行財政運営の現状 ○職員数の状況 ○財政状況
- 2 変革の必要性
- 3 基本方針と取組の柱 ○基本方針と基本姿勢 ○取組の柱

第2章 「挑戦する県庁」に向けた取組

- ・各取組毎に実施する政策・施策・主な推進方策等を示します。

基本方針	未来に希望の持てる新しい茨城づくりに向けて 「挑戦する県庁」への変革	
基本姿勢	県民本位 ▶ 「県民のためになっているか」を常に考え、政策を実行します。	
	積極果敢 ▶ 横並び意識を打破し、失敗を恐れず積極果敢に挑戦します。	
取組の柱	選択と集中 ▶ 目的を見据えて選択と集中を徹底し、経営資源を最大限効果的に活用します。	
	取組Ⅰ 挑戦できる体制づくり	取組Ⅱ 未来志向の財政運営
	1 「人財」育成と実行力のある組織づくり 2 働き方改革の推進 3 多様な主体と連携した県政運営	1 戦略的な予算編成と健全な財政構造の確立 2 出資団体改革の推進

Ⅲ「新しい人財育成」へのチャレンジ



政策15 人権を尊重し、多様性を認め合う社会

現状と課題

- グローバル化の進展に伴い在住外国人が増加するなど、国籍や価値観が異なる人々が集まる中で、多様性を認め、共に地域社会を形成し、誰もが個々の能力を発揮できる社会づくりが求められています。
- いじめや人権侵害など様々な問題が発生していることから、一人ひとりが人権尊重の理念を理解し、その精神の一層の醸成を図ることが求められています。

施策(1) 誰もが能力を発揮できる社会

主な取組	主な担当部局
① 誰もが能力を発揮し、挑戦することができる社会に向けて、性別・国籍・年齢・学歴・家庭環境などに関わらず、自由に意見や新たな発想を言い合えるような社会環境づくりを進めます。	全部局
② 男女が互いに人権を尊重し、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を実現するため、理解促進や性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図ります。	県民生活環境部
③ 外国人にとっても住み続けたいと感じられるよう、外国語ボランティアの活用や、多言語による相談及び、医療、教育等の各種生活情報の提供、地域住民との交流の促進など、生活環境の充実を図ります。	県民生活環境部
④ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒が、学校生活に慣れ親しみ、学習内容の理解や各活動が円滑に進められるよう、適応指導の改善を図ります。	教育庁

施策(2) ダイバーシティ社会へ向けて

主な取組	主な担当部局
① 多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、各分野における性別、人種、年齢、性格、学歴、価値観、マイノリティなどの多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組を推進します。	全部局
② ダイバーシティ社会の構築に向けての県民の理解を深めるため、講演会や研修会のほか、各種メディアを活用し地域住民や市町村・関係機関と密接に連携した啓発活動を推進します。	保健福祉部
③ 多様性を認め合う企業活動や職場づくりが行われるよう、労働関係機関と連携し、講演会の実施や講師の派遣により、企業への啓発活動を推進します。	保健福祉部

施策(3) 一人ひとりが尊重される社会づくり

主な取組	主な担当部局
① 自分と他者の人権を守ることができる実践行動がとれるように人権尊重の精神の涵養を目指した人権教育を学校教育と社会教育の両面から推進します。	教育庁
② 女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題、性的少数者など様々な人権問題に対応するため、人権啓発推進センターにおいて、各相談機関と連携した人権相談を実施します。	保健福祉部
③ 地域における人権啓発活動の指導者を育成するため、人権擁護団体や各種福祉関係団体等と連携した研修を実施します。	保健福祉部

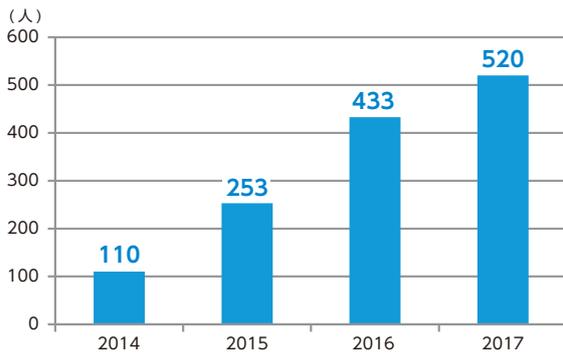
施策(4) いじめを生まない社会づくり

主な取組

主な担当部局

- | | | |
|---|---|-----|
| ① | いじめ等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、教育相談体制を充実させます。 | 教育庁 |
| ② | 教科指導と生徒指導の視点を重視した授業づくりにより、生徒の自己指導能力を高めることで、いじめ等問題行動の未然防止に努めます。 | 教育庁 |

○多文化共生サポーターバンクへの新規登録者数(経年累計)



○多言語で作成された「生活ガイドブック」



○人権啓発イベントの様子



○いばらき人権啓発キャラクター「ココロちゃん」



主要指標 ※各指標に付した番号は、巻末の参考資料 6数値目標一覧(P120～P129)中のNo.に対応しています。

89. 多文化共生サポーターバンクへの新規登録者数(経年累計)

2017年 520人 ▶ 2021年 800人

90. 人権は大切であると感じている県民の割合

2016年 90.6% ▶ 2021年 95.0%

91. いじめの解消率

2016年 86.9% ▶ 2021年 92.2%

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条 第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条 第 18 条)

第 3 章 性別による権利侵害の禁止等(第 19 条・第 20 条)

付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第 7 条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

- 2 男女共同参画推進月間は、毎年 11 月とする。

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第 8 条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めな

なければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づ

く付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第 17 条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第 1 項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第 18 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第 3 章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第 19 条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。以下同じ。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

3 何人も、性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。)及び性自認(自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。

(情報提供等)

第 20 条 県は、セクシャル・ハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為の防止並びに性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的扱いの解消を図るため、必要な情報の提供、啓発及び相談体制の整備を行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和 38 年茨城県条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成 31 年茨城県条例第 12 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

L G B Tなど性的少数者間で使えるパートナーシップ制度の早期創設を求める会長 声明

近時の新聞報道によれば、茨城県はL G B Tなど性的少数者のカップルを結婚に相当するパートナーとして公認するいわゆるパートナーシップ制度を導入することに意欲を示し、L G B Tなど性的少数者の差別的取扱いを禁じる項目を入れた茨城県男女共同参画推進条例の一部改正案を県議会に提出した。これに対し、茨城県議会は、L G B Tなど性的少数者の差別解消に向けて「必要な施策を講ずる」との茨城県執行部案を、「相談体制の整備を行う」と修正した上で、一部改正案を賛成多数で可決した。同条例は、平成31年4月1日に施行された。

性的指向や性自認は他人から決めつけられるものではなく、一人ひとりが自分らしく、ありのままでいられることが尊重されなければならない。これは、個人の尊重を定めた憲法13条に照らし明らかである。しかし現実には、世の中の一般的とされる人たちと異なる性的指向や性自認を持つ人は、社会の既存の枠組みに当てはまらないがために、日常生活で様々な困難を抱え、生きづらさを感じている。具体的には、彼らが同居する家を借りたり、パートナーを自身の職場に対して同居家族として届け出たり、パートナーの入院先で各種手続きをしようとしたりする際、その関係性の説明に悩み、また説明しても相手方から困惑されたり、偏見や差別を受けたりすることである。

しかもこうした偏見や差別は、多くの人にとって普段意識されることが少ない人権問題であるがために、L G B Tなど性的少数者にますます生きづらさを強めている状況である。

このような状況で、東京都渋谷区や世田谷区や大阪市や札幌市などが、パートナーシップ制度を導入したことは、地方自治体が偏見や差別を少しでも軽減し解消しようとする取り組みとして、高く評価されるべきである。

かかる経緯を経て、茨城県がパートナーシップ制度の導入を検討しているとの報道に接したことは、当会としては誠に喜ばしく、L G B Tなど性的少数者の人権擁護に資するものとして歓迎するところである。

当会は、これまで、会内でLGBTなど性的少数者の勉強会等を開催し、日々の各弁護士の業務において当事者らの人権擁護のために努めているところではあるが、そのための法的根拠や行政の施策が不足し、あるいは社会の理解が進んでいないがために、具体的な事案においては十分な支援がなしえないことを痛感することも多かった。しかし、今後、茨城県に新しい制度ができれば、茨城県民や企業においてLGBTなど性的少数者に対する理解が進み、LGBTなど性的少数者のカップルの法的トラブルを解決するための一助になるものと期待する。

当会としても、今後益々、LGBTなど性的少数者当事者らの法的トラブルの解決、ひいては、性自認及び性的指向によって差別されることなく、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて努力を重ねる所存であるが、そのためにも、パートナーシップ制度の早期創設を切に求める次第である。

令和元年5月10日

茨城県弁護士会

会長 根本 信義